# 第5回安城市障害者福祉計画策定委員会 議事要旨

| | | |
|---|---|---|
| 日　　時 | 令和8年 9 月29日（火） 午後1時30分から3時まで | |
| 場　　所 | 安城市役所本庁舎3階 第 10 会議室 | |
| 出席者 | 委　　員 | 神谷明文委員、平岩宏昭委員、野々川信委員、<br>飯島徳哲委員、壷井拓哉委員、池田真悟委員、<br>松下昇委員、新美萌子委員、植村尚寿委員、<br>石塚泰子委員、稲垣秀夫委員、釜口紀子委員、<br>原恵美子委員、小川正人委員 |
| | 助言者 | 青木聖久助言者 |
| 欠　　席　　者 | | 谷川祐司委員、薮内敏彦委員、蜂谷安希子委員（ボイコット） |

（事務局）

定刻となりましたので、第5回安城市障害者福祉計画策定委員会を開催いたします。

本日の資料の確認です。事前にデータもしくは紙で送付しました資料は、次第、委員名簿、資料「次期安城市障害者福祉計画案」となります。お手元に資料がない方は、挙手にてお知らせください。

次に、本日の会議はこれまで同様に公開実施とし、議事要旨についても後日、市公式ウェブサイトで公開いたしますので、あらかじめご了承ください。また、本会の議事録を作成するため、発言の際はマイクを使用し、先にお名前をおっしゃってからご発言をお願いします。

本日は、谷川委員から欠席の連絡をいただいています。ただいまの出席委員の人数は、安城市障害者福祉計画策定委員会規則第6条第2項に規定する委員の過半数以上に達しており、本委員会が成立していることを報告します。

それでは、次第に沿って会議を進めてまいります。まずは、開催にあたり神谷委員長からごあいさつをお願いいたします。

1 あいさつ

（神谷委員長）

皆さま、こんにちは。最近は秋雨前線の停滞や台風が多く天気がすぐれません。これだけ科学技術や AI が発達しているのに天気はコントロールができません。しかし、天気のコントロールは他国にも影響しますので、日本だけがよくなるのも難しいところです。もしコントロールできるようになり、災害のエネルギーを他に転換できたら人類の

幸せの増進につながるのではと思いますが、科学的に人類はまだまだであると感じています。

本日の安城市障害者福祉計画ですが、題名に「第6次安城市障害者計画」、「第8期安城市障害福祉計画」、「第4期安城市障害児福祉計画」の3つ記載されています。いつもややこしいと感じています。5 ページ計画の位置づけに、『第6次安城市障害者計画は障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」である』こと、『「第8期安城市障害福祉計画」は障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」』であること、『「第4期安城市障害児福祉計画は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」」であることが記載されており、『本計画は、上記の3計画を、「安城市障害者福祉計画」として、一体的に策定するものです』との記載があります。この5ページに立ち返りながら、この 3 つの計画を進めていくということを認識して、これから会議に臨みたいと思います。わからないところがあれば遠慮なくご質問ください。よろしくお願いいたします。

（事務局）
それでは、以後の議事進行を神谷委員長にお願いいたします。

2 議題
（1）次期安城市障害者福祉計画 計画案について

（神谷委員長）
それでは、「次期安城市障害者福祉計画」について、事務局から説明をお願いいたします。本日の資料は非常に分量が多いため、2回に分けて説明をお願いいたします。

（事務局）
〔資料に基づき説明（前回からの修正点と重点施策、施策体系 30ページから 33ページまで）〕

（神谷委員長）
ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問やご意見があればお願いいたします。

私からひとつ申し上げます。「インクルーシブな教育」という言葉は、一般的には馴染みがなくわかりにくいと感じます。わかりやすい表現にできないでしょうか。

（事務局）
30ページの重点や基本施策に「インクルーシブ」という言葉がありますが、別の表

現がないかということでしょうか。

（神谷委員長）
　そうです。私はこの言葉はあまり使わないため、わかりにくいと感じています。ノーマライゼーションは理解できるようになりましたが、「インクルーシブ」という表現はまだ馴染みがありません。

（事務局）
　「インクルーシブ」という用語は、障害者福祉の分野だけでなく、教育分野の施策でも多く使用されています。障害福祉分野においても、障害の有無にかかわらず、教育の場をはじめ、地域生活や学校生活をどのような場所でも送ることができるようにという考え方のもとで展開していく施策の考え方として、県の計画でも「インクルーシブ」という言葉を使用していますし、見かける機会が多いと認識しています。
　池田先生、教育の現場ではいかがでしょうか。

（池田委員）
　教育分野では非常によく使われている言葉です。ざっくり申し上げると、地域で生まれた子どもたちが基本的には身近な通いやすい学校で、障害の有無にかかわらずその子に応じた教育を受けられるようにしていく方向性を指します。

（平岩副委員長）
　ご説明いただきましたが、理解が難しいです。

（池田委員）
　何十年も前は重度の障害のある子どもはコロニーなど特定の施設に入所し、そこで教育を受けたり、暮らしていたりした時代がありました。それが次第に、身近な学校の特別支援学級で学べるようになり、さらに通常学級で共に学ぶ流れができてきました。国連などからは「日本は特別支援学校があり、分離教育である」という批判もありますが、少しずつ住んでいる地域の通いやすい学校で、障害の有無にかかわらず共に教育を受けられるようにしていく動きが進んでいます。現実には人手や予算の課題もあり、一朝一夕には進みませんが、日本全体や愛知県として、その方向に向かっていると考えています。

（平岩副委員長）
　「インクルーシブ」を直訳するとどのような意味なのでしょうか。

（事務局）
　直訳すると「包括的」や「包み込む」という意味になります。日本語にしても、必ずし

もわかりやすい言葉になるわけではないかもしれません。内容としては、「障害のある、なしにかかわらず」ということを指しています。学校でいえば、ひとつの学校にさまざまな子どもが通い皆で教育を受けることができるということを示しています。

（青木助言者）
「インクルーシブ」という言葉が使われる背景として、かつては障害のある子どもは特殊学級と通常学級で教育が別々でした。一緒に学ぶことが望ましいという考え方から、最初に使われた言葉は「インテグレーション」でした。しかし、単に同じ部屋にいるだけで、配慮がなされない、教員もどう対応してよいのかわからないという状況になり、理念だけが先行して問題が生じました。そこで、個人の障害特性に配慮しつつ共に学ぶ「インクルーシブ教育」という考え方が広まりました。ただ、「インクルーシブ」という用語は理解が難しいというご意見もありましたので、日本語で表現してもよいかもしれません。日本語にするならば「個人に配慮しつつ共に学ぶ教育」などと噛み砕いて表現する形も検討してみてもよいのではないでしょうか。

（神谷委員長）
よくわかりました。この言葉は専門の方は使い慣れているのかもしれませんが、そうでない方は使い慣れていないため、注釈を付けるなどして対応していただけませんでしょうか。

（事務局）
承知しました。最終版をまとめていく工程で、他の用語も含めて、注釈をつけるように検討させていただきます。

（神谷委員長）
ありがとうございました。
他にご意見はありませんか。

（小川委員）
話したいことが多く文書に整理してまいりましたので発言いたします。
今回の計画を見て、当事者視点や、何はともあれ本人中心の考え方が計画の中に明確に位置付けられたことはよかったと思います。本人の声を聞くということだけでなく、本人が希望する暮らしを実現する地域の仕組みまでお願いしたいです。例えば、ひとり暮らしをしたいと思ってもヘルパーがいない、利用できる事業所があっても移動や介助を担う人がいないことがあると、本人の希望があっても選択を実現することができません。人材、住まい、移動、相談、居場所等を本人の希望を実現できる地域基盤として考えていただきたいです。
また、人材確保については、今回の計画案に事業所の人材確保支援が新規で入

っており、支援の方向性が示されたことは評価します。ただ、ここを仕組みづくりだけで終わらせるのではなく、特に居宅介護など地域生活を支える訪問系サービス、強度行動障害、喀痰吸引等の研修を通じて、実際に支援に入ることができる人材が地域に増えたというところまで対応していただけるとよいと思います。

大学や専門学校の生徒が障害当事者や市内事業所と継続的に実習やボランティア、アルバイトなどを通じて関わり、将来、安城市の障害福祉を担う人材育成につながるような仕組みを考えていただきたいです。

もうひとつは連携についてです。今回の計画にも関係課や関係機関との連携が多く書かれていますが、取組の実績や情報共有の実施だけで終わっているところもあります。これを情報共有だけで終わらせず、複数の分野にまたがる課題について、関係課や協議会が一緒に課題の解決策を考え、実施・評価するまでできるようにしていただきたいです。

同じことは事業所間でも言えます。安城市全体がひとつの事業所のようにという考え方を、研修だけでなく地域資源の支え合いにも広げていただきたいです。例えば、令和9年度の障害福祉サービスの報酬改定の中でも「移動」が取り上げられています。地域生活や就労の選択を支える基盤として捉え、法令を超えた支え合いと市のバックアップを検討していただければと思います。

最後に評価についてです。今回の計画案には、当事者の声もふまえた評価結果を次年度の取組に反映するとありますが、これは検証の段階であったかと思います。会議を何回したかということだけでは評価になりません。本人が希望する手助けができているか、必要な支援につながっているか、地域に居場所があるか、希望する就労や社会参加につながっているか等、本人の暮らしが実際にどう変わったのかを評価していただきたいです。本人中心は理念だけで終わらせず、本人の選択を実現できる地域の仕組みを安城市全体で作る計画にしていただきたいです。

（神谷委員長）

何点かご意見がありましたので、事務局より回答をお願いいたします。

（事務局）

たくさんのご意見をありがとうございました。小川委員の本人の希望を実現できる地域基盤をというご意見は、まさにその通りだと認識しております。しかしながら、6年間の計画の中でどこまでできるかという点もあり、法令改正が関係してきたり、事業所だけでは解決できない部分もありますので、小川委員が所属している共生のまち部会などとも、情報共有しながら各具体的な取組を進める中で、実現をめざしたいと考えています。

人材確保については、福祉人材の不足が課題であることを受け、福祉人材の確保につながるように、強度行動障害や喀痰吸引の研修など、43ページの No.27 に「事業所への人材確保支援の実施」を新規で位置付けました。

住まい、移動、居場所など、ひとつの課だけでは解決できない課題については、障害福祉に限らず、高齢者福祉や子どもの支援など複合的に関係してくる部分があります。反面、それぞれの制度や法令によって協議体の形が決まっている部分もあります。しかし、課題は複雑化しているため、この計画期間でどこまでできるかは何とも申し上げられず恐縮ですが、各課と連携しながら課題解決に努めていきたいと考えています。

評価に関するご意見についてですが、現状では自立支援協議会において数値等の報告にとどまっている部分があります。ご意見にあったような、本人の生活がどのように変わったのか等の評価を毎年行うことは難しく、十分にやりきれていません。この計画は3つの計画ですが、そのうち2つの計画は3年に1度の更新であるため、3年に1回の計画策定時にお聞きできる可能性があると考えています。満足度指標についても、この計画の推進にあたって取り入れられる指標であるかどうか、検証が必要です。

今いただいたご意見は、しっかりと受け止め、今後の課題として検討を進めていきたいと考えています。委員の立場からの貴重なご意見をいただいたと感じており、引き続き検討課題として取り組んでまいります。

（神谷委員長）

議論を整理しますが、33ページまで説明を事務局よりしていただきました。33ページまでのところで修正する部分があれば、小川委員お願いします。

（小川委員）

重点施策の部分は、前回の意見を反映してもらえてよかったと思う部分がありました。

細かいところで気になったのは、31ページ重点3包括的な支援体制の整備の7行目「この取組を実効性のあるものとするためには、地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センターや、一人ひとりの状況に寄り添う計画相談支援との連携を一層深化させることが不可欠です。」とあり、基幹相談支援センターと計画相談支援の記載がありますが、ここに「地域生活支援拠点等」の機能についても重要ですので、文言を追加していただけるとよいと思いました。

（神谷委員長）

今のご意見について、事務局はいかかでしょうか。

（事務局）

相談支援の中でも、基幹相談支援センターのほかに、緊急時の対応などを担う拠点機能についても重要であると認識しています。ご指摘いただいた地域生活支援拠点等については、文章内への追加を検討させていただきます。

（神谷委員長）
　その点について、よろしくお願いします。
　それでは、先ほどのインクルーシブに関する部分の注釈、小川委員からのご指摘箇所について修正していただき、次回お示しいただくことでよろしいでしょうか。

（事務局）
　「インクルーシブ」については、注記という形での表現を検討し、また、小川委員からご指摘いただいた箇所については、修正させていただきます。次回の10月29日の策定委員会にて修正内容を併せてご報告させていただきます。

（神谷委員長）
　では、それ以外についてはご了承いただいたということで進めたいと思います。
　引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）
〔資料に基づき説明（34ページから68ページまで）〕

（神谷委員長）
　ただいまの説明について、ご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

（池田委員）
　40ページ「№17特定福祉避難所の整備」についてですが、本校（安城特別支援学校）は平成24年度から市と特定福祉避難所の開設協定を結んでおりますが、教職員や児童の入れ替わりもあり、現在の実態と合っているのか不安を感じていました。その旨を障害福祉課にお伝えしたところ、迅速にご対応ただき、今年度中に見に来て対面で相談する機会を作っていただけることなり、大変感謝しております。事前訓練も大切ですが、対面で相談できる場があることが何よりありがたいです。

（事務局）
　今後ともどうぞよろしくお願いします。

（松下委員）
　43ページ「№27事業所への人材確保支援の実施【新規】」ですが、あまり広報をされていないためご存じない方も多いかもしれません。厚生労働省では令和8年度・9年度の2年間にわたり、福祉人材確保のための事業所を支えるプロジェクトを推進しており、福祉人材をハローワークから供給していこうという取り組みが進められています。ハローワーク刈谷でも毎月1回ミニ面接会を行っておりますが、現状では、事業所はほぼ100%が高齢福祉の事業所です。今年度中に障害福祉事業所を集めたマッ

チング面接会を開催したいと考えておりますので、もし協力いただけるようであれば安城市の障害福祉に関する人材確保にもつながると思います。ぜひご検討お願いします。

（事務局）
大変ありがたいお申し出です。ぜひ協力して一緒に進めさせていただきます。よろしくお願いします。

（稲垣委員）
36ページ「№7多目的トイレの設置及び多機能化の推進」で、ユニバーサルシート設置の協議が「未実施」となっておりますが、これはなぜ未実施なのでしょうか。

（事務局）
ユニバーサルシート設置に向けて、既存施設の管理者とは意見交換を重ねてきましたが、スペースの問題もあり設置が難しい状況にあります。しかし、各団体からのご意見でも、ユニバーサルシートの必要性について多くのご意見をいただきました。今後は、新築や大規模改修を行う施設を中心に、改めて設置可能性の協議・検討を進めていくということで、未実施としています。

（稲垣委員）
これから具体的に協議を行っていく、という理解でよいのでしょうか。

（事務局）
はい、その予定です。

（稲垣委員）
63ページ「№78多様な就労の支援」の取組実績が「未実施」となっています。農業と福祉を連携させた取り組みは素晴らしいものだと思います。安城市は農業が盛んな地域ですので未実施なのはどうなのかなと思いました。もっと進めていただきたいです。

（事務局）
農福連携については、「農業分野で福祉人材が活躍できないか」という視点で、これまで意見交換レベルにとどまっていましたが、協議は続けてきております。その中で、福祉事業所とのマッチングから始めてみようということで、現在、自立支援協議会（共生のまち部会）の協力も得ながら少しずつ進められる道筋が見えてきた段階です。農家の方の状況や障害のある方が何ができるかの確認とすり合わせはこれからになるので、この取組を見守りつつ、農家や JA とも少しずつ協議を進めていきたいと考えて

います。

（稲垣委員）
以前も提案しましたが、新規店舗・小規模店舗のバリアフリー化についてです。国の基準や県の基準で建築基準法に基づき指導できる部分はあると思いますが、さらに一歩踏み込んで、条例として「人にやさしいまちづくり条例」の中で、新規店舗や施設等について、ユニバーサル化、バリアフリー化の普及・啓発を行ってほしいです。あるいは必要性を告知して普及を促すような働きかけをお願いしたいです。こういったことが計画の中に明記されるとよいと思います。

（事務局）
ご意見ありがとうございます。店舗の建築については、建築基準法に加えて、愛知県の条例である「人にやさしいまちづくり条例」があります。安城市としては、こうした基準に照らして適切な建物づくりを進めており、特に公共施設については、条例の趣旨をふまえた整備を推奨しています。障害福祉課としては、障害のある方が移動を含めて生活しやすいよう、啓発を進めていきたいと考えています。今後も、さまざまなチャンネルを通じて普及啓発や障害理解の促進に努めてまいります。

（稲垣委員）
できるかどうかはわかりませんが、普及していくためには、朝日町や日の出町の組合から周知してもらい、パンフレットを配布してもよいと思います。

（神谷委員長）
農福連携には、まず、農地を提供してくれる人が必要となります。働き手としては、B型事業所に勤めている方が対象になると想定しています。農地の提供については、どのように考えているのでしょうか。

（事務局）
農福連携にはさまざまな形があると思います。神谷委員長がおっしゃった農地の提供についてですが、現在、JA と話をしている中では農地を事業所等に提供してもらい、そこで就労してもらうという取り組みには至っていません。農園のスタッフとして障害のある方が参画できる形で模索しているところです。

（神谷委員長）
理想としてはとてもよい取組だと思います。農地の確保については、農務課で農地を見つけてもらうなどの対応が必要になり、福祉の立場から農地を見つけるのは難しいと思います。農地を誰が提供できるのかについては、JA や農務課にお願いするしかないと考えています。取り組みとしては、そういったところから始める必要があると思い

ますので、意見として申し上げておきます。
　他にご意見はありますか。

（池田委員）
　57ページ「No.66教職員の専門性の向上」についてですが、特別支援学校にいる立場としては、「共に学ぶインクルーシブ教育の推進」と記載されているのは非常にありがたいと感じています。「No.65インクルーシブ教育システムの構築」のところは、個別の支援方法だけではなく、例えばインクルーシブ教育そのものについてや方向性についての理解を深める研修会という意味でしょうか。

（事務局）
　研修内容については、その年度によってさまざまであると聞いています。障害理解に関する研修もありますし、児童発達支援の関係者を招いて支援方法について意見交換を行うこともあると伺っています。「インクルーシブ教育とは何か」、「どういう方向性で教育を進めるべきか」といった理念的な研修というよりは、教職員の方のスキルアップにつながる内容が中心であると聞いています。

（池田委員）
　そうした理念や方向性の理解も研修内容に含めていただくと、より専門性向上につながると思います。

（事務局）
　貴重なご意見をありがとうございます。教育委員会等に確認し、お伝えさせていただきます。

（神谷委員長）
　ありがとうございました。他にご意見・ご質問はありませんか。

（原委員）
　67ページ（1）障害理解を含める啓発活動の充実の「No.83障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発」も関わると思います。福祉センター利用のルールについてです。昨年から福祉センターが一般開放されましたが、共有スペースで若い人たちが一日中占有して大きな声を出したりするので、部屋で活動している障害のある人たちの妨げになったり、障害のある方とトラブルになる事例が起きています。福祉センターに注意をしていただくようお願いましたが、「注意はできない」と言われてしまい困惑しております。望ましくない接点が生まれてしまうような事態があるのは残念に思っています。お互いに気持ちよく使えるルールが必要だと感じますので、ここの啓発活動にも関わってくるものなので、何か考えていただければと思います。

また、障害者団体として部屋を借りる際、団体の中に「市外在住者がひとりでもいると部屋を貸し出すことができない」と聞きました。私たちの団体には市外の方はいませんでしたが、ひとり、市外へ転居予定の方がいました。その方はこの団体に所属していると、団体が部屋を使えなくなってしまい団体に迷惑をかけてしまうという理由で退会されました。障害の種類によっては、広域で活動する障害当事者団体も多くあります。そういった団体が気楽に活動できるように、柔軟なルールを検討していただきたいと思います。

さらに「18歳以下の障害のある人は使えません」という規定がある福祉センターがあると聞きました。そうなると、親子や幅広い年齢層で活動する団体が予約できません。しかし、そこの福祉センターの職員に話をお聞きすると、「障害のある方に積極的に利用してほしい」と言ってくださいます。しかし、そのような決まりがあり、使えないということがあるようです。いろいろな事情があって決まりがあるのだと思いますが、一般の方も含めて、さまざまな人が上手に使えるルールになるとよいと思います。

（神谷委員長）

福祉センターの管理は社会福祉協議会が担っています。そのような状況があることは問題であると受け止めています。ちなみに、「市外の人が含まれると使えない」という規定があるのはどこの福祉センターですか。

（原委員）

赤松町の総合福祉センターです。

（神谷委員長）

事実関係を確認します。

18歳未満利用不可については、「保護者同伴でなければ利用できない」という趣旨だと思われます。

（原委員）

「18歳未満の障害のある人は使えない」という形になっているので、利用を遠慮してしまいます。

（神谷委員長）

誤解があるといけませんので、一度確認いたします。

（事務局）

啓発に関しては、我々としてもさまざまな角度から粘り強く取り組んでいく必要があると感じています。ご意見ありがとうございました。

（神谷委員長）
修正すべきところがあれば対応し、次回お示しいただきたいと思います。
以上で、本日の議題はすべて終了いたします。事務局にお返しします。

（事務局）
ご審議ありがとうございました。ここで本委員会の助言者である青木先生より、ご助言いただきたいと思います。

（青木助言者）
本日も活発なご意見をありがとうございました。私から4点お話します。
1点目として、障害のある人の支援における安城市の特色についてお話ししたいと思います。安城市は「日本デンマーク」と言われ、デンパークという施設があります。この夏、安城市の梨を多くの知人に贈り大変喜ばれました。近年、「ソーシャルファーム（社会的企業）」という、福祉事業所でも一般企業でもない第3の企業形態で障害がある人を雇用する取組が注目されています。必ずしも安城市にある企業だけではなく、インターネットで応募制にして、安城市の豊かな農業資源を活かし雇用を進めていただくといいかと存じます。なぜなら、障害のある人の雇用創出にもつながりますし、障害のない人の雇用にもつながり、安城市の特色になるのではと思っています。
条例といえば、名古屋市のエスカレーター歩行禁止条例があります。私は普及員（勝手に自分で任命）をしているので必ず止まります。実は、右側も止まるのには理由があります。右麻痺の方は左側しか乗れず、左麻痺の方は右側しか乗れません。歩かれてしまうと、麻痺のある方はエスカレーターという手段を使えなくなります。この点をきちんと伝える必要があります。こうしたことを知れば、歩く人も半減すると思います。「単に歩いてはだめ」というだけでは不十分です。名古屋市のエスカレーター条例のように、安城市独自の条例を作っていくこともひとつの方向性かもしれません。
2点目として、「暮らしは複合的なものである」ということです。現在の障害福祉の状況で言えば、重層的支援があちこちで言われています。困窮、高齢、障害といった課題は、かつては縦割り行政の中で一緒に扱うことが難しかったものが、最近になってようやく横断的な支援が可能となり、現実的な支援が進んできました。
例えば、ある社会福祉協議会では次のような取組が行われていました。ひきこもりの方が増えている中で、高齢者の方とひきこもりの方に来てもらい、グループワークを実施したのです。すると、ひきこもりの方はひとりで楽しく過ごすことが得意であるため、どのように楽しむかなど、さまざまなことを語ることができます。一方、高齢者の方は寂しさを抱えていることが多く、ひきこもりの方の過ごし方に耳を傾けるようになります。これは何を示しているかというと、種別を超えることで、マイナスと思われていたことがプラスに転じるということです。こうした重層的な関わりがあるからこそ、できることはたくさんあります。そのような工夫を取り入れていくとよいのではないかと思います。
3点目として、「人を育てる、理解者を増やす、一方で支える仕組み」についてです。

研修システムをしっかり打ち出していただけるとありがたいです。昨年度、障害のある方のグループホームでの事件が大きくクローズアップされました。そのひとつとして人材不足が問題となっています。全国的にグループホームや介護現場では深刻な人材不足が起きています。報酬が高いということで障害者に関わったことがない人が夜勤に入るという状況があります。障害理解の少ない未経験者が突然夜勤に入り、関わり方が分からず、先輩から「馬乗りになって押さえる」といった誤った対応を教えられてしまうと、知らない人はそれを鵜呑みにしてしまい、結果としてエスカレートして虐待に発展するケースすら報告されています。だからこそ、研修システムをしっかり構築することが不可欠だと考えています。

一方で、教員の方の専門性向上とともに、教員の方々の熱意を支えるため、バーンアウト（燃え尽き症候群）防止やソーシャルワーカーの配置など、メンタルヘルス支援を通じて現場の先生方が働き続けられるチーム体制を整えることが重要です。休職されている方が多く、国でもメンタルヘルス対策が進められています。例えば、福岡市の教育委員会ではソーシャルワーカーを配置し、教員のメンタルヘルス支援を行っています。休職している方がどうすれば現場に戻れるか、現場で働いている方がどうやって自分のしんどさに折り合いをつけながら働き続けられるか、皆、熱意を持って現場で働いているからこそ支援が必要です。

部活動の負担軽減が言われていますが、部活動をやりたくて教員になった方もいます。部活動があるからだめということではなく、現場の先生方が働き続けられるチーム体制を整えることが重要だと考えています。

4点目として、「障害がある人から学ぶ文化として」についてです。手話言語条例の話もありましたが、以前、他自治体で委員をしていた際に教えていただいたことがあります。ろうの方は手話を使い、目でコミュニケーションを取りますが、これは聞こえる人の代替手段ではないと言われました。その方々が目でコミュニケーションをすることは「文化である」と教えていただき、その発想は非常に大事だと感じています。

現在、福祉分野で注目されているのは「ピアサポート」です。障害のある人同士をピアと呼び、経験から多くのことを学ばせてもらうことができます。例えば、合理的配慮で言えば、精神・発達障害における合理的配慮として、①見通しを伝える、②休憩を適度に設ける、③話しやすい雰囲気を醸成する、の3点が大事だと考えています。これは障害のある方だけでなく、市役所でも一般企業でも、こうしたことが日常化している職場は誰もが働きやすい環境になります。障害のある人への取組から、私たちはさまざまなことを学ぶことができます。固有性を大切にしつつ、誰もが住みやすい安城市となるよう、このような視点にも耳を傾けながら考えていければ良いと思いながら伺っていました。

（事務局）

それでは次第3「その他」に移ります。事務局から説明いたします。

3 その他

（事務局）

次回の第6回安城市障害者福祉計画策定委員会は、令和8年10月29日木曜日午後3時から開催いたします。会場は本日と同様、安城市役所本庁舎3階、第10会議室での開催を予定しています。ただ、その前の時間に自立支援協議会が開催されるため、開始が遅れる可能性があります。詳細につきましては、決まり次第、改めて文書にてご案内いたします。第7回は2月を予定しています。事前に通知をしている日程をご確認のうえ、ご予定くださいますようお願いいたします。

（事務局）

それでは、これをもちまして第5回安城市障害者福祉計画策定委員会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。